

飼料作物種子品種表示運用基準の制定について

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

1. 目的

種苗法（平成10年法律第83号）は、品種登録制度と指定種苗制度の二つの制度をもって、優良な種苗を確保することにより農林水産業の生産性を向上させ、もって農林水産業の発展に寄与するために制定されている。

品種登録制度は農林水産植物の新品種を育成した者の権利を保護することを目的とする制度であるのに対し、指定種苗制度は、種苗がその外観によって品種、発芽率等の品質の識別が困難であることから、農業生産上重要と考えられる植物について、適正な表示等を種苗業者に義務付けることにより、種苗の品種等の識別を可能とし、種苗の流通の適正化を図るとともに、種苗の需要者である農業生産者を保護することを目的とする制度である。

本運用基準は、雪印種苗株式会社（以下「雪印種苗」という。）が種苗法に違反する表示を行ったことについて、農林水産大臣が雪印種苗に対する種苗法に基づく報告徴収命令を発出したことを受け、飼料作物の種子の包装及び証票における品種の表示に関する運用事項を定め、種子の購入者による品種識別をより明確にすることにより、飼料作物種子の流通の一層の適正化を図り、指定種苗制度の趣旨である飼料作物種子の需要者の保護に資することを目的として、農林水産省からのご指導も仰ぎつつ、飼料作物種子を扱う業界団体として、品種表示に係る自主的なルールを策定するものである。

2. 検討経過

指定種苗（飼料作物の種子は全てが対象）については、種苗法第59条第1項により品種の表示が求められており、その品種は同法第2条第2項に定められる品種の定義を充足する必要がある、かつ、その品種名を表示したものでないと販売はできないことを原則とし、下記のような流通実態

を踏まえ、飼料作物種子の包装及び証票の品種表示のあり方を検討した。

- ① 「普通種(コモン)」という品種名は様々な来歴のものが含まれており、重要な形質に係る特性が安定的・継続的に他の品種と区別できないことから、種苗法第2条第2項の品種の要件を満たしていない。
- ② 海外で品種登録されているが、公的機関等が発行した品種証明書が付いておらず、「普通種(コモン)」として流通している種子がある。
- ③ いずれの国においても品種登録されておらず、公的機関等が発行する品種証明書の入手が不可能な品種の種子がある。
- ④ 交雑品種は、来歴が公表されないよう、品種登録されることが少なく、品種名がない種子がある。
- ⑤ そもそも品種がなく、いずれの国においても品種登録されていない種類の種子がある。
- ⑥ 複数の草種の総称として、作物群で呼称されている種子がある。
- ⑦ 複数の品種を一つの種子袋に混合し、配合されている品種名が記載されていない種子がある。
- ⑧ 種子袋に品種名ではなく、商品名が記載されている種子がある。
- ⑨ 緑肥用にも使用される飼料作物の種子がある。
- ⑩ 1品種が複数の品種名で販売されている種子があるが、もともとは同一の品種であり、品種名が異なっても重要な形質に係る特性が区別できないことから、種苗法第2条第2項の品種の要件を満たしていない。

3. 検討結果

上記の論点整理を踏まえ、下記のような方針で本運用基準を策定した。

- (1) 本運用基準は、現在、流通している飼料作物の品種の中には、同法第2条第2項の定義を満たしていないと思われる品種もあることから、これらについては飼料作物としての流通を差し控える一方、同法第2条第2項の定義を満たしていると考えられるが、その根拠が明確でないものがあることから、これらの根拠を明確にし、種苗法上の疑義を排除するとともに、指定種苗制度の目的である種子の需要者を保護する観点から、包装に表示された品種の名称が種子の需要者に誤認混同を与えない表示方法を定める。
- (2) このため、本運用基準では、公的機関等が発行した品種証明書がないものは、同法第2条第2項に定める品種の定義を満たしているか否か、当協会内に設置する「飼料作物品種表示委員会」で審査し、この審査に合格したものについて、品種名を協会に登録し、その登録した品種名を販売する種子袋に表示することができるようにすることとする。

- (3) また、飼料作物種子の包装及び証票に品種名を表示する際、品種の名称が種子の需要者に誤認混同を与えないよう、
- ① 一品種につき一名称を用いて表示する。
 - ② 「普通種（コモン）」という名称は、品種名だけでなく、商品名としても表示しない。
 - ③ 商品名を品種名として表示しない。
 - ④ 品種登録がない種類の種子は、種類名を品種の名称として表示する。
 - ⑤ 複数の草種の総称と呼称されている種子は、草種別に品種名を表示する。
 - ⑥ 複数の品種等を混合した種子は、品種名を配合した重量の割合の多いものから順に表示する。
- こととする。
- (4) なお、本運用基準は、あくまでも飼料作物種子に関する業界の基準として策定するものであり、野菜・花・果樹の表示について関知するものではなく、これらに影響を与えるものではない。

4. 運用基準及びこれに附属する規程

(1) 飼料作物種子品種表示運用基準（別添1）

飼料作物種子の品種識別をより明確にすることにより、飼料作物種子の流通の一層の適正化を図り、飼料作物種子の需要者の保護に資することを目的として、飼料作物の種子の包装及び証票における品種の表示に関する事項を定める。

(2) 飼料作物品種表示委員会設置規則（別添2）

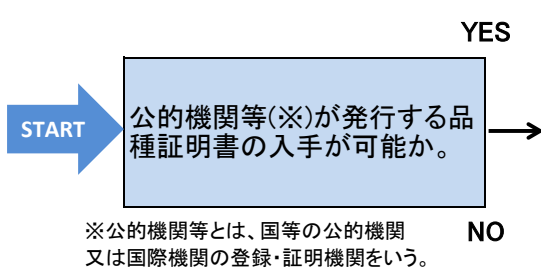
飼料作物種子品種表示運用基準に基づき、協会内に設置する飼料作物品種表示委員会が、協会に備える飼料作物品種名登録簿に品種名を登録するための審査及び運用基準の遵守等の指導の事務を行うために必要な事項を定める。

(3) 飼料作物品種名登録審査要領（別添3）

飼料作物種子品種表示運用基準及び飼料作物品種表示委員会設置規則に基づき、協会に備える飼料作物品種名登録簿に品種名を登録するための申請・審査等の事務を行うために必要な事項を定める。

飼料作物種子品種表示運用基準に基づく品種名の表示

飼料作物種子は、販売の際、種苗法により包装や証票に品種の表示が求められており、その品種は同法第2条第2項に定められた品種の定義を満たす必要



品種名の登録申請

【登録申請に必要な書類】

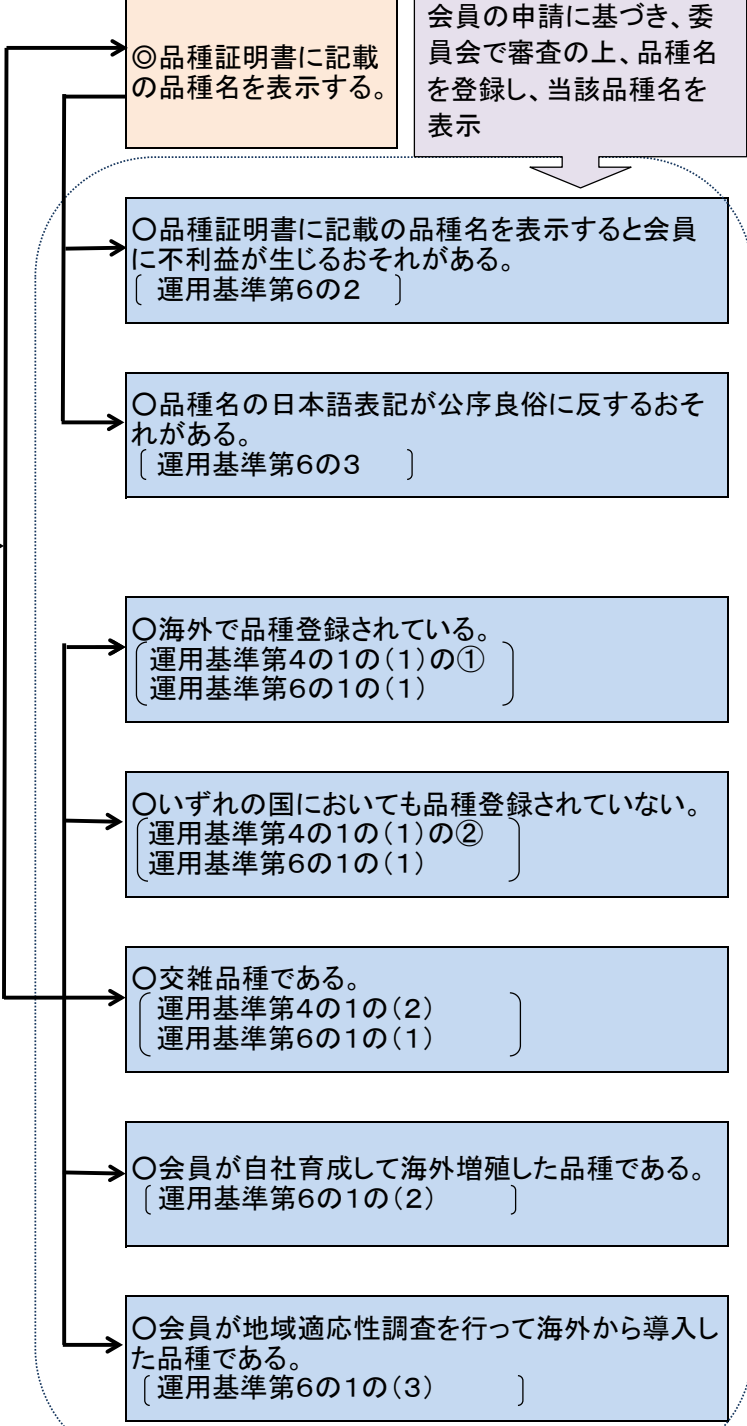
1. 登録申請書
2. 添付書類
 - ① 来歴
 - ② 特性の概要
 - ③ 試験成績
 - ④ 栽培上の注意点
 - ⑤ 品種を証明する書類の写し
 - ⑥ 写真
3. 登録料

委員会で審査の上、品種名を登録

登録された品種名を表示

【原則】

以下に該当する場合は、会員の申請に基づき、委員会で審査の上、品種名を登録し、当該品種名を表示



【品種名の表示基準】

- ① 一品種につき一名称を用いて表示する。
- ② 「普通種(コモン)」という名称は、品種名だけでなく、商品名としても表示しない。
- ③ 商品名を品種名として表示しない。
- ④ 品種登録を受けていない種類の種子は、種類名を品種の名称として表示する。
- ⑤ 複数の草種の総称と呼称されている種子は、草種別に品種名を表示する。
- ⑥ 複数の品種等を混合した種子は、品種名を配合した重量の割合の多いものから順に表示する。